

国道431号線側から都市計画道路葭津和田町線の跨線橋（和田浜橋）を通過して、中央・北エリアへお越しの際は、①の進入路は使えません。必ず②方向に左折して、③の信号を利用してください。右折できないように、赤いソフトコーンが設置されています。歩道を通して、①に進入されると交通違反となりますので、ご注意ください。

↑ 至 R431

国道431号線側から、中央・北エリアへお越しの方へ橋を降りたら、左折してください。



橋を降りたら、左折して②の道路を通り、③の信号を左折して、中央・北エリアへお越しください。①の進入路は、④方向（内浜産業道路側）からの車両のみ通行できます。